

○6番（櫻井 茂君） 6番・櫻井 茂でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。今回、通告させていただきました3つの質問につきまして、通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、質問の1点目です。豚コレラ感染防止対策についてお伺いをしたいと思います。

平成30年9月9日、国内では26年ぶりとなる豚コレラが岐阜県の養豚農場で発生しましてから1年3か月が経過する中、徐々に感染が拡大しており、全国6位の飼育数55万2,000頭を数える茨城県内への感染が、心配されるところであります。そして、石岡市及び周辺地域にも多くの養豚事業者がありますので、豚コレラ感染防止対策についてお伺いをしたいと思います。

1点目です。豚コレラとはどういう伝染病なのかを、念のため確認させていただきたいと思っております。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。豚コレラでございますが、豚コレラウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴でございます。感染動物との直接接触、その鼻汁や排泄物の飛沫、付着物との間접接触によりまして感染が成立しまして、急性から慢性まで多様な症状を示すわけでございます。数日から数か月の経過で死亡するというようなものでございます。また、治療法は現在のところなく、発生した場合の養豚等家畜業界への影響は大変甚大でありますことから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定がされてございます。人への感染はなく、仮に肉や内臓を食べましても人体に影響はございません。また、感染した肉等が市場に出回ることもございません。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 豚コレラの恐ろしさが報告されたわけでございますけれども、豚コレラに感染した豚、あるいはイノシシが確認された場合、家畜伝染病予防法においてどのような防疫措置が求められるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。豚コレラに感染いたしました患畜、またはその可能性がございます疑似患畜は、特定家畜伝染病に定められました防疫措置を講じる必要がございます。大きくは殺処分作業、それと埋却・焼却作業、消毒作業という3つに分けられることとなります。原則、患畜、疑似患畜につきましては、病性判定後24時間以内に屠殺を完了することとなっております。死体につきましては、病性判定後72時間以内に埋却または焼却作業を完了させなければならないとなっております。3点目の消毒作業におきましては、特定家畜伝染病の蔓延を防ぐため、殺処分作業、埋却・焼却作業の一環として実施がされるわけでございます。これらの作業につきましては、飼養者の経済的なダメージに加えまして、精神的・肉体的にも大変負担がかかるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 感染した場合のダメージが非常に大きいという答弁をいただきました。

そこで、感染の拡大状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。感染の拡大状況でございますが、2018年9月、岐阜県の農場で確認されて以降、岐阜県、愛知県を中心に50件ほどの事例発生が確認をされてございます。防疫措置対象となった農場数は86農場、4屠畜場、合計15万1,475頭が殺処分されているという状況になってございます。そのうち関東地方での発生でございますが、埼玉県秩父市や小鹿野町など、埼玉県西部において5件の事例発生が確認をされているところでございます。このほか9月から11月にかけて、埼玉県及び群馬県で野生イノシシの感染が確認をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 埼玉県で感染が確認されたということで、茨城県から見れば隣接県でありますので、非常に危険性が高まっているという状況かと思えます。この埼玉県で確認されました豚コレラ、これで殺処分された頭数というのがわかれば、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） 埼玉県の状況でよろしいでしょうか。埼玉県の状況でございますが、まず2019年9月13日に秩父市のほうで924頭ほど感染がわかってございます。それと、主なものとしましては、先ほど言いました小鹿野町ですか、こちらで1,307頭、それと、本庄市などでも2,243頭、その後にもまた本庄市での980頭の感染が確認されております。それと、深谷市のほうでも2,153頭、確認をされている状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 埼玉県でも非常に多くの頭数が殺処分されているという状況だと思いますけれども、感染拡大防止対策についてお伺いしたいと思います。まず他府県の状況で、どのような感染防止対策を行われているのか、こちらについてお伺いをいたします。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。感染拡大防止のための他府県の状況でございますが、殺処分や施設の消毒、野生動物の侵入防止対策に加えまして、豚コレラの拡大防止策としまして、野生イノシシからの感染を防ぐために、経口ワクチン入り

の餅をベルト状に埋設する取り組みというのが行われているということでございます。滋賀県、福井県、三重県、石川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県の8県85市町村で、11月中旬までに約10万個が散布されているというように確認をしております。また、群馬県におきましては、10月末から約60万頭を対象に豚コレラワクチンの接種が始まってございまして、11月末にはヘリコプターによる野生イノシシへのワクチン入り餅の空中散布の実証実験も行われているということでございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 群馬県のヘリコプターの件につきましては、テレビのニュースでも——11月末ということですから最近ですね——放送されまして、危機感が大分高まってきたのかなという気がしております。

次に、茨城県内、こちらはもう我々の地域でございますけれども、茨城県内の感染防止対策をお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。県内における感染防止対策でございますが、茨城県は全国3位となる豚飼養戸数を有しております。殺処分となりますと、経営を継続することが危ぶまれる可能性も大きくなるということから、県知事のほうで、ワクチン接種に向けまして、国の許可要請に動いているという状況でございます。また、茨城空港を介しました国外からの侵入防止に当たりましては、検疫探知犬の常時配備等の要請なども行っていると伺いしてございます。

具体的な対策でございますが、人、物、車両によるウイルスの持ち込みを防止する取り組みの強化といたしまして、豚舎等の衛生管理区域への出入りの際でございますが、車両や人の洗浄、消毒を徹底することの指導、それと、野生動物の侵入を防止する取り組みとしまして、畜舎など周囲への野生動物侵入防止柵の設置など、イノシシに限らず小動物の侵入も防止しまして、飼料保管場所などへの野生動物の排泄物の混入などを防止することが進められている状況でございます。野生動物の侵入防止柵の設置におきましては、豚飼養者の負担軽減を図る補助が交付されることとなりまして、今回、補正予算にて計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 養豚事業者への負担軽減を図っているというような答弁をいただきました。それで、今回の補正予算のほうにもその一部分が出ているということだろうと思います。

養豚事業者への支援策をお伺いしたいと思いますけれども、感染防止に向けた各種対応を、市も養豚事業者もそれぞれ進めているというような中で、養豚事業者の負担軽減をどのように図っているのかにつきまして、お伺いをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。豚事業者への支援策でございますが、

衛生管理区域での消毒を徹底するために、茨城県で準備いたしました消石灰を1農場につき10袋配布いたしまして、各農場に散布をいただいているということでございます。また、野生動物侵入防止対策といたしましては、国のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業を活用した防護柵等設置に対する補助、これは国が2分の1、県が4分の1、市が8分の1の補助になります。この補助と、あと、防護柵等設置費用を金融機関から借り入れた場合、当初の初期経費がかかるということもございますので、こういったものに対します市独自の利子補給を行いまして、豚飼養者の負担軽減及び早期設置を促進したいと思っておりますので、こういった対策を予定してございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 養豚事業者への協力を求めながらの対策というところになるかと思っております。実際問題としまして、いろんな協力を求めるにしましても、養豚事業者の規模等によっても温度差があるのではないかと思います。養豚数が少なければ、そこまでする必要があるのか、あるいは自己負担が伴うのであればというようなところもあるかと思っておりますが、養豚事業者の協力を求めている、1頭でも感染してしまえば、周り全て殺処分という形になってしまいますので、ぜひとも、経済部のほうは大変だとは思いますが、事業者との情報交換を進めていただきまして、防疫対策を進めていただければと思います。

次に、そのように豚コレラの状況が切迫しているという中で、石岡市の豚コレラ対策への危機感を伺ってまいりたいと思っております。豚コレラが発生した岐阜県関市のある養豚業者は、発生から24時間以内に、実に8,000頭を殺処分したというようなことが新聞に載っておりました。1頭100キロから200キロもある豚を豚舎から運び出し埋設するため、自衛隊の協力を得ての処分であったというようなことです。養豚事業者にとりましては、豚コレラに感染、あるいは近隣で感染した豚が出た場合、殺処分を求められての経済的な損失額ははかり知れないと思っております。

確認の意味で、現在、石岡市内で養豚をされている農家、あるいは企業の数と、飼育されている頭数をお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。石岡市の飼養者の数、事業者数でございますが、25戸となっております。また農場数としましては30農場という状況でございます。

以上でございます。

失礼しました。飼育頭数が漏れてしまいました。済みません。2万5,104頭となっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま答弁いただきました。石岡市内だけでも2万頭を超える頭数が飼育されているということでありまして、石岡市近郊で、先ほど申し上げたよう

に豚コレラに1頭でも感染した場合、周辺地区の数千頭というよりは数万頭に及ぶ豚が殺処分される可能性が高いということになります。養豚農家にとりましては生きるすべを奪われるという話でもありますので、石岡市の経済に与えるダメージ、当然、2万頭を超える豚が飼育されているということになれば、相当の売り上げもあるでしょうから、そういった経済的なダメージも極めて大きいことが想定されます。大規模災害と同じ目線で防疫措置を考える必要があるのではないかと思いますけれども、石岡市の豚コレラに対する危機感がどのようなものなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 経済部長・越渡君。

○経済部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。岐阜県の養豚場での豚コレラの感染が確認されて以降、関東圏でも発生するなど、豚コレラの感染が広がっているという状況を踏まえ、茨城県にウイルスが入ってくる危険性が高まっているという認識はしてございます。石岡市ではサーベイランス検査、捕獲イノシシの血液検査でございしますが、これにより豚コレラ感染の早期確認、それと、先ほど申し上げました消石灰の配布、それと、野生動物の侵入防止など、国・県の進める対策に積極的に協力をいたしまして、スピード感を持って取り組んでいるという状況でございします。

豚コレラに続きアフリカ豚コレラという、感染力と致死率が非常に高い伝染病の危険も迫ってきているという状況もございしますので、まずは先ほど申し上げました、今定例議会に補正予算を計上させていただいております支援策、こういったものによりまして、ウイルスを侵入させない対策としての野生動物の侵入防止柵の整備を早急に行うための支援の充実が、最重要課題かなと考えてございします。

それと、申しわけございません。先ほどの私の答弁の中で、感染防止対策で他府県における状況の中で、経口ワクチン入りの、私、餅と言ってしまったんですが、餌の誤りでございしました。申しわけございません。

以上でございします。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ご答弁をいただきました。危機感を持って対応していただけるということでありまして、現状は埼玉県までは来てはおりますけれども、実際の対策につきましては、豚コレラが発生する以前の経済部、あるいは農政課の職員と体制でやられていたと。そのまま今も、現在も継続していると思います。当然、埼玉県で発生して、埼玉県はもう一生懸命、夢中でその防止対策をやられているとは思いますが、茨城県のほうに入らないようにということで、県境地域はなおさらのこと力が入っていると思います。これは、茨城県全部で取り組まなければならないことではありますけれども、茨城県からの要請等で、農政課の職員も大変な思いを今されているのではないかと思います。

そういった意味で、市長の危機感というものを改めて確認させていただきまして、県内一致で団結して、この豚コレラを何としても予防すると、県内には入れないと、そういう気持ちがあれば、市長のほうから答弁をいただければと思います。

○議長（池田正文君） 市長・今泉君。

〔市長・今泉文彦君登壇〕

○市長（今泉文彦君） 石岡市における豚コレラ対策の危機感についてでございますけれども、たしか茨城県の経済産出額４００億円中３０億円ぐらいが石岡の産出額だと思います。弓豚などという銘柄もありまして、非常に石岡を牽引する産物でもあるという中で、豚コレラの感染が広がってくると、大きな打撃が生じるということになると思います。高い感染力、そして致死率、そういった伝染病ですので、国・県と綿密な連携を図り、早急な対策対応が必要であると考えております。

以上です。

○議長（池田正文君） ６番・櫻井 茂君。

〔６番・櫻井 茂君登壇〕

○６番（櫻井 茂君） ２６年前の豚コレラ発生の際の経験者が、まだ市役所の中にもいるのではないかと思います。市長もどうなんでしょう、当時、経済部だったんですかね。そういったことで、豚コレラの恐ろしさというものを知っている方もいらっしゃるので、そういった方々からの情報も入れていただきまして、万全の態勢で臨んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。防災情報伝達手段の多重化についてであります。

災害時の気象警報や避難勧告等の伝達、あるいはＪアラート（全国瞬時警報システム）の情報を地域住民に伝える手段は、ＩＣＴの活用等により多くの伝達手段が存在しておりますが、その機能と特徴にはそれぞれ一長一短があるところから、国は情報伝達手段の多重化を求めてきております。石岡市の防災情報伝達手段の現状と多重化に向けた取り組みについて、お伺いをしてまいります。

現在、石岡市では防災行政無線に加え、八郷地区は戸別受信機を整備しており、石岡地区も戸別受信機を配布する準備を進めているところであります。このほかにも、防災情報を地域住民に伝える手段があると思いますので、石岡市の防災情報伝達手段の整備、活用状況の現況をお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。本市の防災情報伝達手段の整備状況は、ただいまお話がありましたように、防災行政無線、ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッターなどを整備し、防災情報を正確かつ迅速に届ける取り組みを行ってきております。また、国・県と連携した防災情報伝達手段といたしましては、携帯キャリアからのエリアメール、緊急情報メールやテレビ等に文字情報を流すＪアラートなどを活用し、市民へ防災情報を配信している状況でございます。また、従前どおり、広報車による防災情報の提供もできる体制をとっている状況でございます。

次に、防災情報伝達手段の活用状況につきましてご答弁させていただきます。地震や台風などの自然災害時の気象情報や避難情報などを迅速かつ確実に配信していくため、各種情報発信手段の音声情報や文字情報の特性を生かして、防災情報の配信を行ってきているところです。

防災行政無線は、石岡地区はデジタル波の屋外拡声器を主体として運用し、八郷地区はアナログ波の戸別受信機を主体として運用を図ってきているところです。防災行政無線は、主として音声による情報伝達を行っておりますことから、気象条件などによっては聞き取りにくいなどのことも想定されます。そういった場合には、無料のテレホンサ

ービスで放送内容が確認できる体制をとってございます。また、防災行政無線と同じ内容をホームページ、メールマガジンで文字情報として、パソコン、さらには携帯電話等へ配信するなどの活用を図っている状況でございます。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま答弁いただきました情報伝達手段につきましては、聞きにくい、あるいは機器の操作がわからないなどの意見が、市民から寄せられているものと思います。把握されている情報伝達手段の課題ですね、防災担当課のほうにはいろいろなご意見があり、課題も把握していると思いますので、この情報伝達手段の課題についてお伺いをいたします。

○議長（池田正文君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。防災行政無線を運用する中で、台風等の自然環境や建物の気密性が向上するなど、屋外拡声器からの放送が室内で聞き取りにくい、屋外でも屋外拡声器からの音が重なり聞き取りづらいなどの市民からのご意見をいただいております。防災対策課といたしましては、その都度、現地へお伺いして調整を行っている状況ではございますが、全ての世帯で現在、屋外拡声器のみで聞き取れる環境整備には至っていない状況でございます。

また、文字情報としての課題につきましては、まず1つに、インターネット環境が必要だということは大原則としてございますが、メールマガジン、フェイスブック、ツイッターなどにつきましては、事前にご本人さんの登録が必要になってくる。そういったことで、登録者をいかに増やしていくか、その辺が課題になっているのかなと考えております。

先ほど議員からもお話がありましたように、現在進めている防災行政無線の戸別受信機整備、これらを全世帯へ設置することで、台風などの悪天候においても、確実に防災情報を市民の皆様へ伝達できる体制になるものと期待しているところです。また、先ほど申し上げましたメールマガジンなどの登録においても、今現在も地域の防災訓練、この間の総合防災訓練などでも、登録の推進をお願いしているところですが、引き続き市民の皆様へ、そういった積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 今年の秋につきましては、災害対策本部が3度設置されたというようなお話も聞いております。当然、そのたびごとに防災行政無線が聞きづらい、あるいは避難指示が出た際には、どこに避難すればいいのかわからないといった問い合わせも、多分あったのではないかと思います。そういった意味では、課題がこれまで以上に明確になりつつあるんだらうと思いますので、課題解決に向けた取り組みは、今後求められるわけでありまして、台風や大雨などによりまして大きな被害がメディアをにぎわしている現状でもあり、市民の防災への意識は非常に高くなっております。生命や財産にかかわる防災情報を迅速かつ正確に地域住民に伝えることが、行政の責任であります。

一方、限られた財源の中で情報伝達手段を整備するためには、各地域の実情に合った多様な伝達手段を組み合わせ、効率よく情報伝達を行えることが望ましいわけであり、各自治体から住民等への災害情報伝達を行う場合、地域の実情である地勢、人口、土地利用状況、想定される災害の種類等を的確に把握、分析し、情報伝達手段を整備することが必要となってまいります。石岡市の整備活用している情報伝達手段において不足しているのは、どこにいても情報を正確かつ迅速に伝える手段であり、半ば強制的に利用者に伝わり、何度も確認できることが可能となる情報伝達手段となるのであらうと思います。

そして、これらを可能とする考え方として、3点目になりますが、スマートフォン活用によるPUSH型情報伝達システムの導入について、どのような見解をお持ちなのかをお伺いしてまいりたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。議員ご提案のスマートフォンを活用したPUSH型情報伝達システムにつきましては、防災行政無線の内容を音と文字でアプリ登録者へ伝えるシステムで、台風等の悪天候により屋外拡声器の放送が聞こえないときなどや、お客様が市外に通勤されている、また旅行などで家を離れている、そういった場合でも、石岡市の防災情報について取得しやすい、取得できるシステムかと考えております。こういったスマートフォンを活用したシステム、非常に有効な手段ではないかなと考えておりますので、それらの調査研究について、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 先ほど課題のほうで、フェイスブック、ツイッター等のものも活用はしているけれども、事前登録がなかなかしていただけないのでということのお話がありました。もちろん今提案しているものにつきましても、登録をしないとその情報が入らないので、そういった課題はあるわけでありませけれども、実際、携帯電話というところでもありますので、戸別受信機を今後、旧石岡市内のほうにも配備する話でありますけれども、戸別受信機のそばにいれば情報は入りますけれども、例えば1階にそれがあって、2階で過ごしていれば、その情報は漏らしてしまうと。それを再度聞こうと思っても、例えばテレホンサービスであるとか防災メールであるとか、別な手段でやらなきゃいけないというようなこともありまして、果たしてどうなのかということでの提案をさせていただいているわけであります。

Jアラートや防災行政無線の内容を瞬時にスマートフォンへ自動転送でき、プッシュ通知機能で強制的に音声を流し、文字を携帯画面に表示するという形になるわけでありませ。緊急地震速報と同じ仕組みと考えていただければわかりやすいかと思ひます。石岡市民がどこでどのような環境にいても、スマートフォンを手にしていれば、あるいは、近くにスマートフォンを持っている家族、友人がいれば、防災情報をはっきりと正確に何度でも確認することができます。いまやスマートフォンの所有率は、15歳から49歳までは約8割、70歳以上でも約5割の方がスマートフォンを持っているという調査



結果も出ているようでもあります。導入経費も戸別受信機に比べ格安となっております、緊急防災・減災事業債の対象にもなるということで、維持管理経費の面からも石岡市の財布に優しいシステムではないかと、あるいはアプリケーションと言えるものだと思います。

スマートフォン活用によるPUSH型情報伝達システムの導入について、市長のご見解を承りたいと思います。

○議長（池田正文君） 市長・今泉君。

〔市長・今泉文彦君登壇〕

○市長（今泉文彦君） スマートフォンを活用したPUSH型情報伝達システムの導入についてお答えいたします。災害時には防災情報を的確かつ迅速に市民の皆様へ伝えなくてはなりません。このシステムは、情報伝達手段の多重化につながると考えますので、1つは安定性、あるいは確実性、そういったものを確認しながら、担当部局に調査研究を進めるよう指示してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま申し上げたその仕組みにつきましては、既に長野県の一部自治体では採用しているところもあるようですので、ぜひ調査を進めていただいて、コストに見合うかどうかも含めて調査をしていただきまして、なるべく早目の導入に結び付けていただければありがたいと、このように感じております。

次の質問に入りたいと思います。新たな市民会館整備についてをお尋ねしてまいりたいと思います。既に先輩議員が本日の一般質問冒頭で、この質問と一緒にものを質問しておりますので、同じ質問については避けての質問をさせていただきますので、その点、ご了解いただければと思います。

広報いしおか11月15日号に、市民会館の利用について、来年4月1日をもって閉館するというお知らせが掲載されております。同時期に石岡市民会館の個別施設計画が策定され、新たに施設整備を行う方針を示しておりますけれども、どこにどのような規模と機能で整備するのか不明というような状況でありますので、質問させていただきます。

最初に、個別施設計画についてお伺いをしたいと思います。石岡市民会館の個別施設計画書20ページの建て替え時期に、次のような記載があります。「耐用年数の50年を超えているため、令和2年度から3年度調査を実施し令和4年度に基本実施設計、令和5年度から6年度の2年にかけて建設工事を実施する」としてあります。

ここで、耐用年数を50年としている根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） 耐用年数につきましてご答弁申し上げます。市民会館の構造は、鉄筋コンクリート造でございます。国が示す減価償却資産等の耐用年数に関する省令から、耐用年数を50年とさせていただきました。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 確認の意味でお伺いしたいと思うんですけれども、平成28年3月に策定されております石岡市公共施設白書と今回の石岡市の個別施設計画の関係性はどのようなものとして位置付けられているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） 石岡市公共施設白書と個別施設計画の位置付けにつきまして、ご答弁申し上げます。石岡市公共施設白書をもとに石岡市公共施設等総合管理計画を策定してございます。個別施設計画はその総合管理計画の下位の位置付けとしてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 上位計画と下位計画というような関係性にあるというような答弁だと思います。公共施設白書冒頭の「石岡市の公共施設白書の発刊に当たって」という市長の挨拶文には、「施設運営に要する経費や施設の老朽度等について実態を把握するため、その基礎的な資料となる公共施設白書を作成いたしました」とあります。この公共施設白書が、個別施設計画の基礎であるならば、建築物の耐用年数は60年、あるいは、誰もが納得する具体的な根拠を本来示すべきではないかと思います。先ほど答弁いただいた減価償却資産の省令ですね、こちらにつきましては税法上の規定であり、物理的な鉄筋コンクリート造りの建物の耐用年数を示すものでないことは、建築業界では常識だと思います。

そこでお尋ねをいたしますけれども、石岡市公共施設白書19ページにあります、「建築物の耐用年数：60年と仮定」するとの記載があります。公共施設白書のほうには60年と仮定しているというところがあります。今回、60年ではなく50年と耐用年数を指定しておりますが、この減価償却資産等の耐用年数を石岡市民会館の耐用年数とした理由ですね、減価償却資産等の耐用年数とした理由、これはどのような理由でそれを採用したのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） 耐用年数の違いにつきましてご答弁申し上げます。石岡市公共施設白書におきましては、建設時より50年までの施設は大規模改修工事等により長寿命化を図り、51年以上経過している施設、市民会館などの施設につきましては、建て替えの時期が近いことから、大規模改修は行わずに、60年を経過した年度に建て替えることとしたことから、耐用年数を60年と、この白書のほうでは仮定したものでございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 本来であれば、根拠の薄い耐用年数を建て替えの理由とするのではなくて、危険だから建て替える、あるいは、空調設備更新に多額の費用を要するため今回建て替えると、理由を付すべきであったんだろうと思います。要するに耐用年数

が過ぎたから建て替えるのではないんだらうと思います。であるならば市民会館を4月1日から閉館する理由がありませんので、計画書に盛り込むべきは、危険建物だから建て替える、要するに耐震不足だから建て替えるというのが本来あるべき姿で、償却資産の減価償却年数の50年を持ってくる理由というのが本来ないと思います。このことについては申し上げておきたいと思います。

次に、整備費用についてどのような財源を見込んでいるかについてであります。こちらにつきましては、第3回定例会の一般質問におきまして、公共施設等総合管理計画では、施設の更新の際の財源は、公共施設等適正管理推進事業債を活用することを念頭に置いている旨の答弁が、部長からされております。先ほど先輩議員の質問に対しましては、同種の質問に対しまして、財源の質問に対しまして、公共施設等適正管理推進事業債は期限があり利用できないため、有利な財源を探すとの答弁に変わりました。9月の定例会と今期定例会では、公共施設等適正管理推進事業債の適用条件の変更がないにもかかわらず、財源に対する見解が変わってしまいました。

個別施設計画で示しているスケジュールで、市民会館を複合施設として新築した場合、公共施設等適正管理推進事業債を利用できないことは、2年前からわかっていた話であります。耐震に不安を抱えた市民会館であるからこそ、個別施設計画を数年早く、できれば2年早く作成することで、建設費用の支援が受けられる有利な事業債を本来活用できたわけでありまして、行政改革を進める中での対応としては、正直お粗末と言わざるを得ません。

現状、特に補助財源を見込んでいない、確保の見通しのない状況であるのならば、あえて申し上げますけれども、これは先輩議員のほうからも指摘がありましたが、事業費の95%を借り入れでき、交付税算入率70%の合併特例債を利用するという検討をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） 合併特例債の活用につきましてご答弁申し上げます。公共施設等適正管理推進事業債につきましては、ご指摘のとおり令和3年度までの時限制度となっております。どうしても着工までには年数等を要してしまいますので、その時々々の社会情勢や財政状況など、その時点での支援制度等と照らし合わせまして、合併特例債の検討も含め、有利な財源が確保できるよう努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 答弁で、その時々々の社会情勢や財政状況などを考慮してというご答弁を今いただきましたけれども、そうであるならば、2年早く個別施設計画をつくっていただければ、事業債の活用ができたわけです。ですから、答弁と合っていないんですよ、これ。2年早く個別施設計画をつくっていただければですよ、それで、6年前には、もう耐震度が不足しているということは指摘されているわけです。ずっと放置してきたんですね、これまで。その中で、その時々々の社会情勢や財政状況を勘案してと言っているけれども、実際は勘案していないんですよ。そここのところは指摘させていただきたいと思います。

それで、合併特例債についても検討したいと言っているんですけども、合併特例債

について、企画サイドと調整はされていますか。お伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） 特例債の調整につきましてご答弁申し上げます。現時点での調整はしてございませんが、今後、新しい市民会館整備につきまして、段階的に合併特例債の活用なども含めまして、協議をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） そうしますと、これも先ほどの答弁で言っていたように、社会情勢や財政状況などを勘案しながらと言いつつも、合併特例債については企画サイドと検討していないと。でも、議会の答弁では、それを検討していきたいという部長答弁になっているように、一貫性がないんですね。本来であれば、議会でこれは質問が出ているというのもわかっていますので、当然そういった打診なり、合併特例債の適合条件に市民会館が合致しているのか……。これ、建設計画に入っていないと合併特例債適用になりませんので。幸いなことに建設計画の中には市民会館という名前が入っていましたから、合併特例債の適合条件に入っていますので、今後、事業を進める際、あるいは計画をつくる際には、関係部局同士、関係課同士、情報交換をして、漏れのないようにお願いしたいと思います。

今回のこの個別施設計画につきましては、基礎的な数字や理由に一貫性がないこと、加えて場所、そして、どのような規模でどのような施設を併設して複合化させるかについても、具体的に示されていません。昨年9月の定例会で、市民会館の建て替えについて一般質問をさせていただきましたけれども、その際の答弁は、個別施設計画で示すということをはっきり明言されていました。このような内容で、果たして計画と言えるのでしょうか。甚だ疑問であります。1年間待ちましたけれども、昨年と変わっているのは、市民会館を来年の4月1日から閉館すると言っている内容だけです。ほかは何も変わっていません。いわば去年の段階で、もう個別施設計画はほぼつくることは可能だったんですね。それを放置してきたということだけは指摘させていただきます。

次に、場所と施設の仕様に関する事項について、誰が、どのように、いつごろまでに決定していくのかについてをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） 誰が決定するのかにつきましてご答弁申し上げます。新たな市民会館の整備につきましては、検討委員会を設置し、市民や利用団体のほか、議員の皆様方のご意見を伺いながら、事業を進めていく必要があると考えてございます。計画では、来年度以降、2か年をかけて基礎調査を行いまして、令和4年度には設計を実施し、令和5年度からの2か年をかけて工事を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 行政の仕事としましては、施設がもし使えないということになれば、次の手当てをして、次の手当てをしたその施設がある程度稼働の見込みが立った

段階で、現在の施設の使用をやめるとというのが、通常の流れかなという思いがしております。今回、施設の閉館が決まった後に、同時に個別施設計画を発表したんですが、次の市民会館へのめどがほとんど立っていないと。先輩議員からもそういった指摘もございましたけれども、検討委員会等をつくって、どのようなものをつくっていくのか、市民の意見を聞き、議会の意見を聞きながらやっていきたいというような答弁もございましたけれども、その検討委員会について、どのような考えで組織していくのかも含めて、この検討委員会の役割についてどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） お答え申し上げます。まず、検討委員会の設置時期でございますが……。市民会館の整備につきましては重要な判断を行う上で、複合化も視野に、市民や議会の皆様方のご意見を伺いながら、事業を進めていく必要があると考えておりますので、そのようなご意見を集約する上で、検討委員会の設置を考えております。設置時期につきましては、個人的な考えになってしまいますが、基礎調査の完了に合わせて、令和3年度がよろしいのかなとは思いますが、具体的な時期につきましては、先進事例などを参考に関係部局と協議したいと考えております。

また、構成人員などにつきましては、一般的ではございますが、学識経験者や文化協会など利用団体の関係者及び市の職員などを交えて、10人程度を考えますが、いずれにいたしましても実施時期同様、先進事例を参考に関係部局と調整してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 答弁いただいた内容については、たくさんの項目が今入っていましたけれども、検討委員会の設置が令和3年という答弁がありましたけれども、これ、ちなみに令和2年度で基礎調査を行うということでありましてけれども、基礎調査の内容というのはどのような内容になりますかね。お尋ねしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・齋藤君。

○生活環境部長（齋藤秀幸君） 基礎調査の内容につきましてご答弁申し上げます。内容につきましては、施設の導入機能、必要規模の意向を把握するための市民アンケート調査を実施した中で、その結果を踏まえまして、導入機能と必要規模を検討した上で、公有地を含め候補地を選定してまいります。その候補地によりましては、環境調査、交通アクセスとか地質調査などが必要になってくるものと考えます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 本来であれば、その基礎調査というような内容を今、説明いただきましたけれども、どこにどのような施設をつくるというのは大まかにはもう、市民も含め我々議会のほうでも、頭の中にはおおよその、何ていうんですかね、想像力の中でアイデアが浮かんでいるはずで、それをわざわざ1年かけて、また1年先延ばしし

て、検討委員会を令和3年からやるというよりは、もう検討委員会をどんどんつくっていただいて、並行して基礎調査を進めて、その情報を検討委員会の中に流しつつ、新たな市民会館の建設に向けて動き出すというのが、本来あるべき姿だと思います。

市民会館を利用されている方が突然その利用ができなくなるということで、大分混乱もしているようにありますので、市民に対して、そういった市民サービスの提供を打ち切ると、一時中断になりますけれどもお許しいただきたいという説明も含めて、なるべく市のほうで迅速な対応をするというのが市の責任だと思います。これについて、市長のほうではどのようなお考えがあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（池田正文君） 市長・今泉君。

〔市長・今泉文彦君登壇〕

○市長（今泉文彦君） 新たな市民会館の整備に向けてのことですけれども、まず、市民会館は、市民文化の拠点であることが第一であります。そのためには、活動する団体、関係者の意見、そういった人たちのいわば夢をかなえる大きな拠点でなければなりません。石岡市の文化イメージを広く県内外に発信する、そういった市民会館が必要であると思っております。現在において、安全性、利便性、非常にもう古くなって、使い勝手が悪いということでもありますけれども、そういったレベルではなくて、これから20年先、30年先、市民文化がどう発展していくか、どういうふうにも振興していくかということかなえるための施設、それが市民会館であると思っております。そのためには、関係する団体、多くの活動している人たちの意見が反映される文化の殿堂、そういったものを描いていく必要があると思っております。

今回反省すべきところは、個別計画の作成を急ぐあまり、そういった部分を、市民とともに考えていく部分を軽んじてしまったということで、使っている人の利便性もこれから担っていかなくてはならないと思っております。新たな市民会館が市民文化の拠点、シンボルとなるように、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 市民会館の役割であったり、市民会館に対する市民の思い入れ、そういったものを十分に反映するような対応をしていただきたいと思います。個別施設計画の作成を急ぐあまりという市長の言葉がありましたけれども、個別施設計画の作成があまりにも遅過ぎたということを指摘させていただいておりますので、そのことは、担当課も含めて十分に反省をしていただいて、個別施設計画で決まっていなかったことを今後迅速に決めていただいて、私ども議会のほうにもお示しをいただき、議論を重ねてよりよい市民会館になることを期待したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで質問を終わります。